第一期広野町地域福祉計画

【令和5年度~令和9年度】



令和 5 年 3 月 **広 野 町**

はじめに

広野町は、東日本大震災及び原子力災害からの復興並びに地方創生に向け、「子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち 広野」の将来像を目指し、町民と行政が互いに協働しながら"ふる里 広野"の誇りと希望を、次代の子どもたちに引き継いでいくべく、各種施策・事業を展開してきました。本年を「草創」の年と位置付け、第二期復興創生期間の新たなステージに向け、令和4年9月に広野町環境基本条例を制定し、カーボンニュートラルや持続可能な地域社会の構築を念頭に、新たな時代の安心・安全な防災に強い"共生のまちづくり"を着実かつ確実に取り組むととともに、町民の皆さまが住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けることができるよう、全力で取り組んでいきます。



平成31年1月に「福祉のまちづくり」宣言を行い、「福祉のまちづくり」の実現に向けた包括的な地域連携として「広野町地域包括ケアシステム」を構築することを目的に、広野町、医療法人社団養高会、馬場医院、広野町社会福祉協議会の4機関により、令和4年3月には、ときわ会グループとそれぞれ協定を締結しています。さらに、令和4年5月には、社会福祉法人友愛会と「福祉のまちづくり構築等に関する協定」を締結しています。令和2年12月、町民一人ひとりが人権を尊重し、思いやりの心を持ち、互いに支え合う共助の理念の下、人にやさしい町、住みよい地域社会、町民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくりを実現することを目的として、「広野町人にやさしいまちづくり条例」を制定し、協定を締結する6機関が連携・協働し「福祉のまちづくり」の実現に取り組んでいます。

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民や社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す重要な計画であります。広野町地域福祉計画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言を賜りました計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

这旅智

目 次

弗Ⅰ□	⊋ 計画の束正にのにつ (. '
1	計画策定の趣旨と背景	. 1
2	地域福祉とは	. 2
3	計画の位置づけ	. 3
4	計画の期間	. 4
5	S D G s の理念	. 5
6	計画の策定体制	. 6
	(1) 地域福祉計画策定委員会における審議	. 6
	(2) アンケート調査の実施	. 7
	(3) パブリックコメントの実施	. 7
第2章	章 地域福祉を取り巻く状況	. 8
1	人口や世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
	(1)人口の推移	
	(2)人口ピラミッド	. 9
	(3)人口推計	10
	(4) 自然動態・社会動態	11
	(5)世帯の状況	12
	(6)就業及び産業の状況	14
	(7) 障がい者手帳所持者数の推移	16
	(8)要支援・要介護認定者数の推移	17
	(9)お達者度(65歳健康寿命)	18
	(10) 生活保護の状況	19
	(11) 自殺者数の推移	19
2	地域を支える各種団体の状況	20
	(1)自治会・町内会	20
	(2)社会福祉協議会	20
	(3) ボランティア団体など	20
	(4)民生委員・児童委員	20
3	アンケート調査結果など	21
	(1) アンケート調査結果(一部抜粋)	21
	(2) アンケート調査などから見える課題	36
第3章	章 計画の基本的な考え方	39
1	基本理念	39
2	基本目標	40
3	計画の体系	42
4	地域福祉圏域の考え方	43

第4章	章 地域福祉の推進に向けた取組	44
1	地域で福祉を支えるまちづくり	44
	(1) 地域福祉の意識の醸成	44
	(2) 地域での交流の推進	46
	(3) 地域活動・ボランティア活動の促進	48
	(4)地域福祉を担う人材の確保と育成	50
	(5) 社会参加と生きがいづくりの推進	52
2	必要な支援を受けられるまちづくり	54
	(1)情報提供・総合的な相談支援体制の充実	54
	(2)多様な課題に対応できる福祉サービスの充実と質の向上	56
	(3)権利擁護の推進	58
	(4)生活困窮者自立支援対策の推進	60
3	安全・安心に暮らせるまちづくり	62
	(1) 地域福祉のネットワークづくり	62
	(2) バリアフリー社会の推進	64
	(3) 防犯対策の充実	66
	(4) 災害時の支援体制の充実	68
	(5) からだと心の健康づくり	70
第5章	章 計画の推進にあたって	72
1	計画の推進	72
	(1) 住民の理解と参画の促進	72
	(2) 庁内関係各課との連携	72
	(3) 関係機関との連携	72
2	計画の進行管理	73
資料網		74
1	広野町地域福祉計画策定推進委員会設置要綱	74
2	広野町地域福祉計画策定委員会委員名簿	

第 **1** 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間 関係の希薄化など社会情勢や地域社会の変化に伴って、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多 様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。

また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050 問題や介護と育児のダブルケアなど)、ひきこもりなどによる地域からの孤立など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や地域福祉分野において活躍が期待される 地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

住民誰もが、いきいきと暮らしていくためには、地域住民の多様なニーズに応じることのできる、保健・医療・福祉やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取組が求められています。そのため、保健・医療・福祉の連携による従来型の福祉サービスの充実はもちろんですが、地域の中で住民同士の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが今後はより一層重要となります。

当町においては、平成23年3月11日の東日本大震災により甚大な被害を受け、人と人のつながりの大切さ、地域住民同士による支えあい・助けあい、災害時において避難が困難な人への支援が重要であることを再認識しました。

「地域福祉計画」は、誰もが地域において安心して生きがいを持って生活が送れるような地域社会の実現に向け、住民、ボランティア、NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、行政など、地域福祉に関わる全ての人が連携し、住民が主体的に参加する地域づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定するものです。

当町では、これからの町における地域福祉を推進するための指針として、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「広野町地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 地域福祉とは

私たちの住むまちには、小さな子どもからお年寄りまで、また、障がいのある方や外国人など、様々な方が住んでいます。地域とのつながりが弱くなり、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育て家庭の孤立や高齢者の孤独死などの生活課題が顕在化するようになっています。

「地域福祉」とは、全ての住民が安心して生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを 大切にし、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、住民、事業者、各種団体、社会 福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で力を合わせて様々な生活課題 の解決に取り組むことを言います。

地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「互助」、「公助・共助」の視点が重要なポイントです。自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、町民同士で支え合い、助け合う「互助」が求められます。

一方、町民の活動やボランティアによる取組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助・共助」が行政の役割です。

■「自助」、「互助」、「公助・共助」のイメージ



町民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



隣近所・地域のみんなでできること

- ・介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
- ・地域活動の情報を発信する。
- 隣近所で支え合う。



行政が取り組むこと

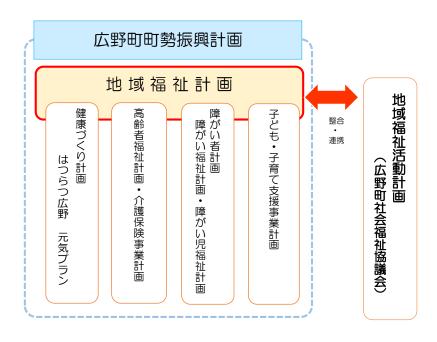
- ・地域における見守りや支え合う仕組 みづくりを支援する。
- 地域活動のための人材の育成やボランティアの養成を進める。
- ・公的支援の充実を図る。
- ※共助は制度化された相互扶助(医療、年金、介護保険、社会保険制度など)、公助は公的な仕組み

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、「広野町町勢振興計画」を上位計画とし、町の「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「健康づくり計画(健康増進計画・食育推進計画)」などの関連する諸計画との整合性を保ちながら、福祉分野の上位計画として、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

なお、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野である「成年後見制度の利用の 促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に 関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」の内容を本計画に包含しています。

■計画の位置づけ



4 計画の期間

なお、町及び社会福祉協議会を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要 に応じて計画の見直しを行います。

■計画期間

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画							
策定	—	広野	 	計画 ——			
					見直し 策定	← 第2期広野町	地域福祉計画 ——▶

5 SDGsの理念

平成 27 年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGs の 17 の目標における取組を意識し、SDGs の達成に貢献していくことが求められます。

■持続可能な開発目標(SDGs)の概要

SUSTAINABLE G ALS



資料:国際連合広報センター

6 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画策定委員会における審議

① 検討の体制

本計画の策定にあたり、住民参加により計画を策定する場として、福祉関係者、医療関係者、地域団体関係者、住民代表者などで構成する「広野町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案などの審議・検討を行いました。

② 検討経過

日程	内容	場所
令和4年11月7日	福島県地域福祉課および福島県市町村地域福祉計画	広野町役場
TM4411/11/11	策定アドバイザーによる助言	301 会議室
令和5年1月6日	 広野町地域福祉計画策定に係る住民アンケート調査	
~1月20日		
令和5年2月1日	広野町地域福祉計画策定委員会委員の選任	
令和5年3月3日	広野町地域福祉計画策定委員会委員委嘱状交付式及	広野町役場
中和5年3月3日	び第1回委員会	全員協議会室
令和5年3月20日	第2回広野町地域福祉計画策定委員会	広野町役場
1 7 7 1 3 千 3 万 2 0 日	为 2 四/D 封 3 1 地域 簡 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	全員協議会室

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、具体的な仕組みづくりや条件整備のあり方などを検討するため、町 民と地域活動関係者の方々の「地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方」についての意向 や要望などを把握し、計画策定をする際の基礎資料を作成するためにアンケートを実施しまし た。

■アンケート調査の概要

調査対象	18 歳以上の町民		
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和5年1月6日~1月20日		
回収結果	配布数:2,000 件 有効回収数:664 件 (有効回収率:33.2%)		

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和5年3月にパブリックコメントを実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

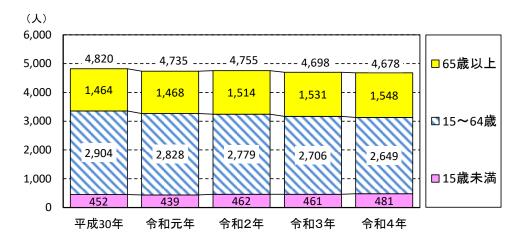
1 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

平成30年からの人口推移をみると、減少傾向で推移し令和4年3月末現在では、4,678人となっています。年齢3区分別人口では、15~64歳の生産年齢人口は減少傾向で推移し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。また、15歳未満の年少人口は、令和元年以降増加傾向となっています。

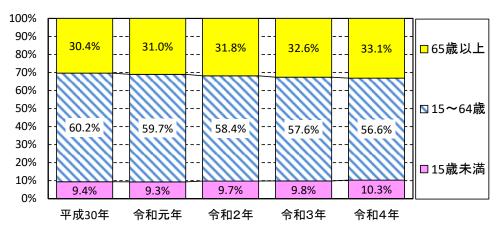
年齢3区分別人口割合は、令和4年3月末現在では、15歳未満割合10.3%、15~64歳割合56.6%、65歳以上割合33.1%となっています。

■年齢3区分別人口



資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

■年齢3区分別人口割合



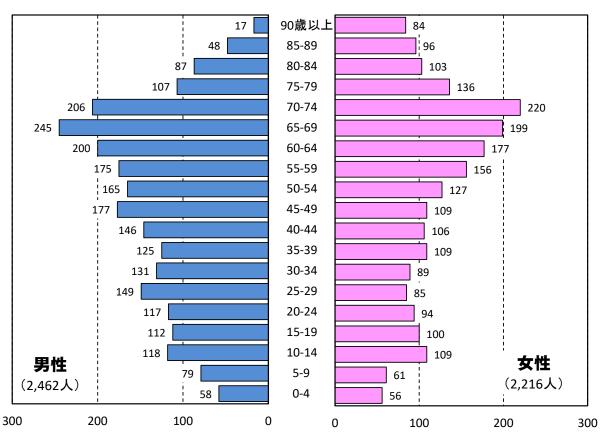
資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 人口ピラミッド

令和4年3月末日現在の人口ピラミッドをみると、男性は「65-69 歳」、女性は「70-74 歳」が最も多くなっています。

ピラミッドの下部の年少人口(14歳以下)をみると、人数の割合は少なくなっています。 将来的な人口減少が予測される人口構成となっています。

■人口ピラミッド

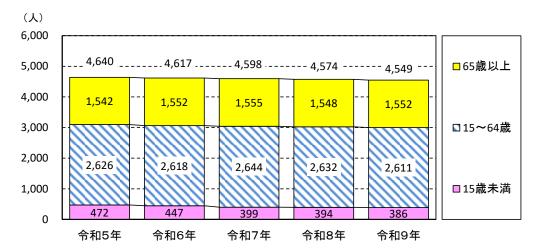


資料:住民基本台帳 令和4年3月31日現在

(3) 人口推計

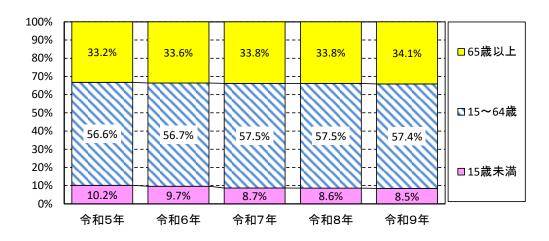
町の将来人口について住民基本台帳を基にコーホート変化率法により推計したところ、総人口は減少傾向にあり、令和 9 年には 4,549 人になることが見込まれています。また、年齢3区分別人口では、年少人口、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加傾向で推移し、高齢化率が 34.1%になると予測されています。

■年齢3区分別人口推計



資料:住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

■人口推計の人口構成



資料:住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

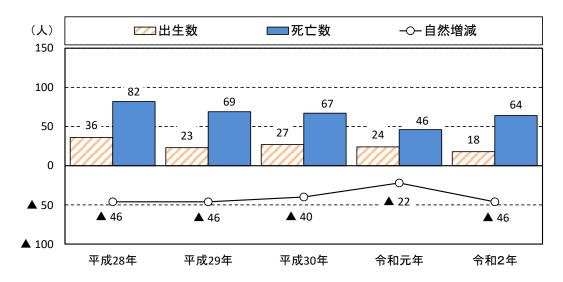
※コーホート変化率法:各コーホート(観察対象の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(4) 自然動態 • 社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、令和2年ではマイナス46人となっています。

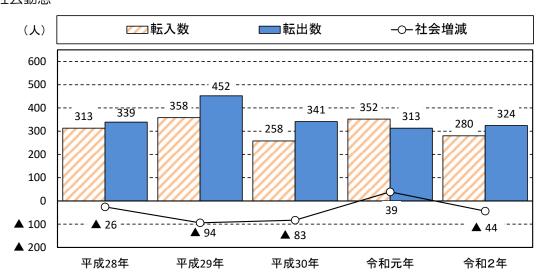
また、社会動態については、転出数が転入数を上回る傾向にあり、令和2年ではマイナス 44人となっています。

■自然動態



資料:福島県現住人□調査年報

■社会動態



資料:福島県現住人口調査年報

(5)世帯の状況

一般世帯数は増加傾向で推移し、令和2年では2,881世帯となっています。

また、その内訳では、核家族世帯、非親族世帯、単独世帯が増加傾向となっています。1世帯当たりの人員は減少傾向で推移し、令和2年では1.8人となっています。

母子・父子世帯の状況は、令和2年で、母子世帯は18世帯、父子世帯は1世帯となっています。

高齢者のいる世帯の状況は増加しており、令和 2 年では、高齢単身世帯は 320 世帯、高齢 夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)は 251 世帯、その他の高齢者世帯 は 418 世帯となっています。

■世帯の状況 (単位:世帯、人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	1, 789	1, 807	2, 430	2, 881
核家族世帯数	964	981	697	897
(対一般世帯数比)	53. 9%	54. 3%	28. 7%	31. 1%
その他の親族のみの世帯数	440	394	173	207
(対一般世帯数比)	24. 6%	21. 8%	7. 1%	7. 2%
非親族世帯数	2	3	5	7
(対一般世帯数比)	0. 1%	0. 2%	0. 2%	0. 2%
単独世帯数	383	429	1, 555	1, 770
(対一般世帯数比)	21. 4%	23. 7%	64. 0%	61. 4%
一般世帯人員	5, 429	5, 194	4, 120	5, 051
一世帯当たりの人員	3. 0	2. 9	1. 7	1.8

資料:国勢調査

※一般世帯:住居と生計を共にしている人の集まりや単身者で持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下 宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

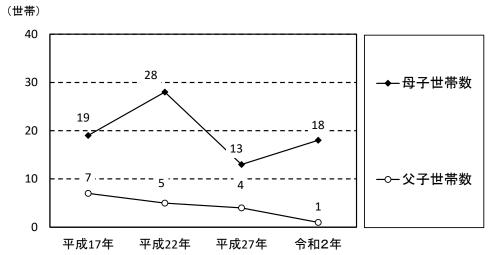
※核家族世帯:夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子 どもから成る世帯

※その他の親族のみの世帯:核家族世帯以外の二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族 関係にある世帯員のみから成る世帯

※非親族世帯:二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

※単独世帯:世帯人員が一人の世帯

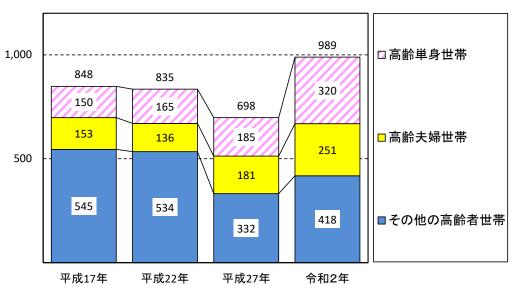
■母子・父子世帯の状況



資料:国勢調査

■高齢者のいる世帯の状況

(世帯)



資料:国勢調査

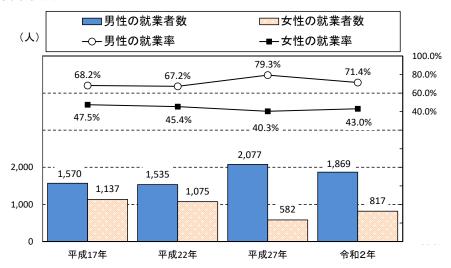
(6) 就業及び産業の状況

男女別就業状況は、平成 17 年以降、男性の就業者数は増加傾向、女性の就業者数は減少傾向で推移しています。

就業率は、令和2年には男性は71.4%、女性は43.0%となっています。

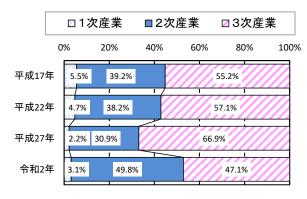
就業者の産業分類は、男女ともに流通やサービスといった第3次産業の従事者が多く、特に 女性の就業者については令和2年には78.6%と7割以上が第3次産業となっています。

■男女別就業状況



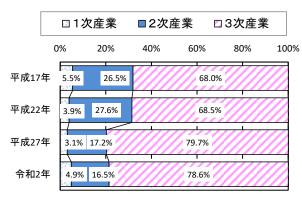
資料:国勢調査

■男女別産業分類(男性)



資料:国勢調査

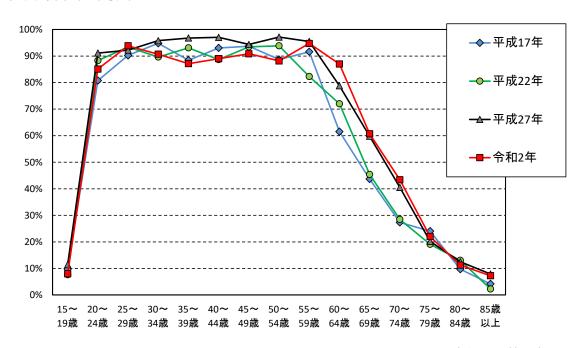
■男女別産業分類(女性)



資料:国勢調査

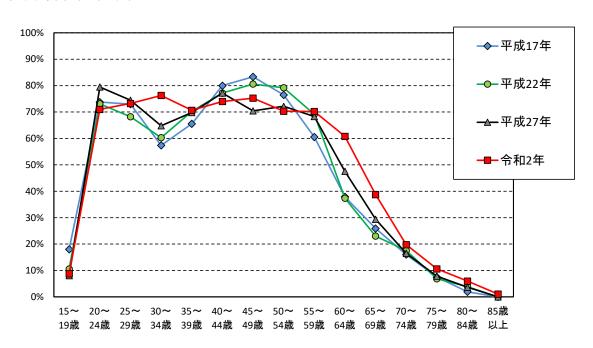
男女年齢別就業率は、女性の就業率が平成 17年から平成 27年まで 25~39歳の就業率が落ち込む傾向(特に 30~34歳)が見られました。これは出産等によって就業率が落ち込む女性特有のものと考えられますが、令和2年では、就業率は上昇し、男性の年齢別就業率の示す曲線に近づいています。

■男女年齢別就業率(男性)



資料:国勢調査

■男女年齢別就業率(女性)



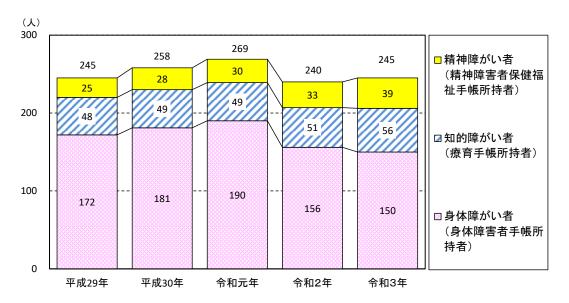
資料:国勢調査

(7) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数をみると、近年増加傾向で推移し、令和2年で減少しましたが、令和3年では245人となり、前年から5人増加しています。

障がい別では、身体障がい者は減少傾向ですが、知的障がい者、精神障がい者は増加しています。

■障がい者手帳所持者数の推移

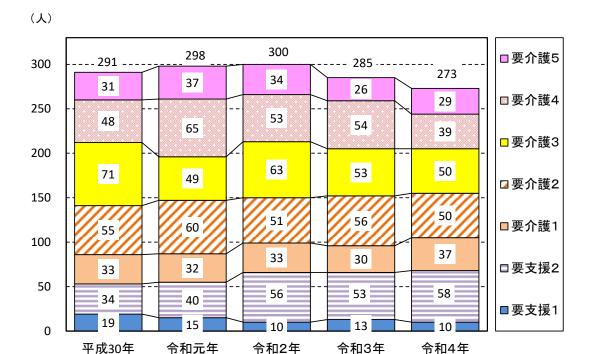


資料:健康福祉課

(8) 要支援・要介護認定者数の推移

要介護等認定者数は、増加傾向で推移していましたが、令和2年から減少に転じ、令和4年では273人となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

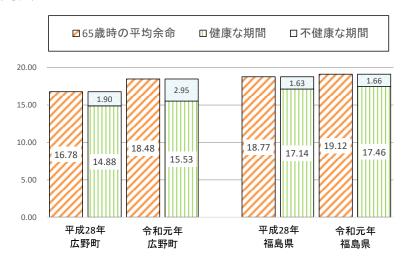


資料:介護保険事業状況報告 各年9月30日現在

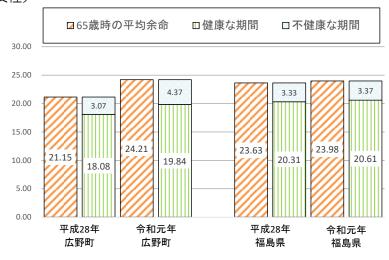
(9) お達者度(65歳健康寿命)

福島県が公表した令和元年度の福島県市町村別の 65 歳時の平均余命とお達者度*によると、 男性は平均余命が 18.48 年、健康な期間が 15.53 年、女性は平均余命が 24.21 年、健康な 期間が 19.84 年となっています。

■お達者度(男性)



■お達者度(女性)



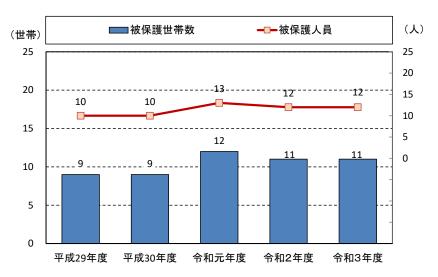
資料:福島県市町村別「お達者度」の算定結果

※お達者度: 着替えや一人での入浴などができる要介護2未満を「健康」とし、65歳以降どれだけ「健康」でいられるかを算定。町は人口規模が小さく、1.2万人未満は算出精度が確保できないため参考値となります。

(10) 生活保護の状況

生活保護の状況は、令和元年度以降、横ばいで推移しています。令和3年度では被保護世帯数は11世帯、被保護人員数は12人となっています。

■生活保護の状況

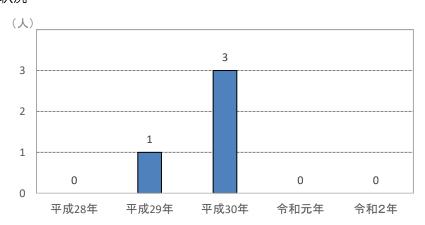


資料:健康福祉課

(11) 自殺者数の推移

自殺者数は、年間〇人から3人の間で推移しており、令和元年以降は〇人となっています。

■自殺者数の状況



資料:福島県人口動態統計

2 地域を支える各種団体の状況

(1) 自治会・町内会

自治会・町内会は地域住民のふれ合いの場をつくり、お互いに助け合い、協力をしていくことで、快適で住みよいまちをつくりあげていくために、地域に住む人々の最も身近な自治組織です。

令和5年1月現在、町には29の自治会・町内会があります。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、共に協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡・調整・調査・企画・事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支え合い、学び合いながら、誰もがありのままに、その人らしく住み慣れた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

(3) ボランティア団体など

令和5年1月末現在、町に登録しているボランティア団体は2団体あり、保健・医療・福祉 分野で活動しています。

(4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態の調査や要保護者の見守り、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の見守り、子育ての不安などの相談・支援を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

令和5年1月末現在、民生委員・児童委員が14人、主任児童委員が2人の合計16人が活動しています。

3 アンケート調査結果など

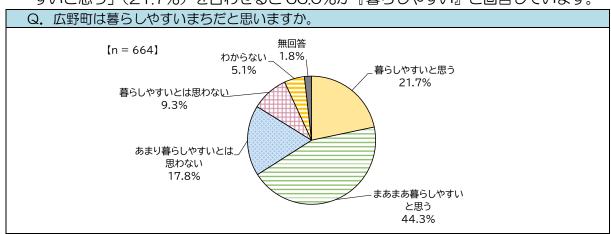
本計画の策定にあたり、町民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。 (調査概要は P5参照)

(1)アンケート調査結果(一部抜粋)

●暮らしやすい町か

→6割以上が暮らしやすいと回答

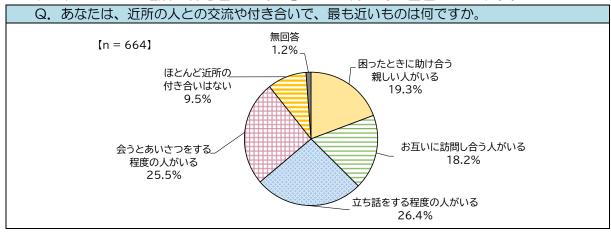
▶暮らしやすい町かについては、「まあまあ暮らしやすいと思う」(44.3%)、「暮らしやすいと思う」(21.7%)を合わせると66.0%が『暮らしやすい』と回答しています。



●近所の人との交流、付き合いについて

☆近所付き合いがない人は 1 割程度いる

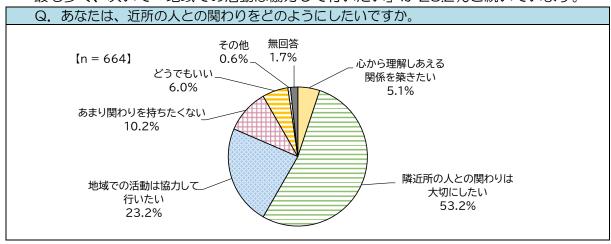
▶近所の人との交流や付き合いについては、「立ち話をする程度の人がいる」が26.4%で 最も多く、次いで「会うとあいさつをする程度の人がいる」が25.5%と続いています。 また、「ほとんど近所の付き合いはない」は9.5%の方が回答しています。



●近所の人との関りについて

→回答者の多くが隣近所との関わりは大切にしたいと考えている

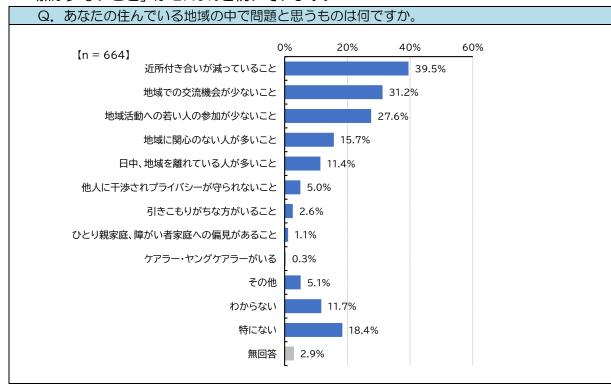
▶近所の人との関わりについては、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が53.2%で最も多く、次いで「地域での活動は協力して行いたい」が23.2%と続いています。



●地域の問題

←近所付き合いや交流機会の減少が進行

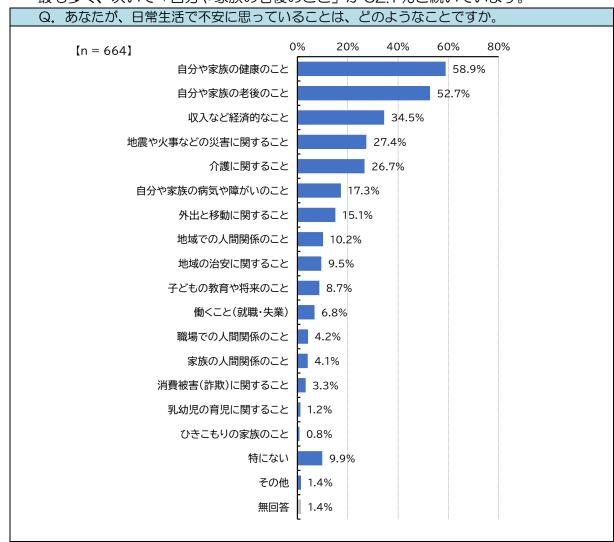
▶住んでいる地域の問題については、「近所付き合いが減っていること」が 39.5%で最も 多く、次いで「地域での交流機会が少ないこと」が 31.2%、「地域活動への若い人の参 加が少ないこと」が 27.6%と続いています。



●日常生活で不安に思っていること

↑「健康」や「老後」への不安が多数となっている

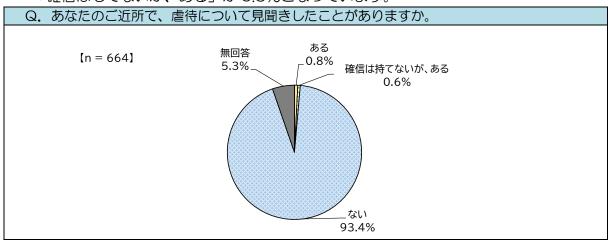
▶日常生活で不安に思っていることについては、「自分や家族の健康のこと」が 58.9%で 最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」が 52.7%と続いています。



●虐待を見聞きした経験

→見聞きしたことがないが圧倒的に多い

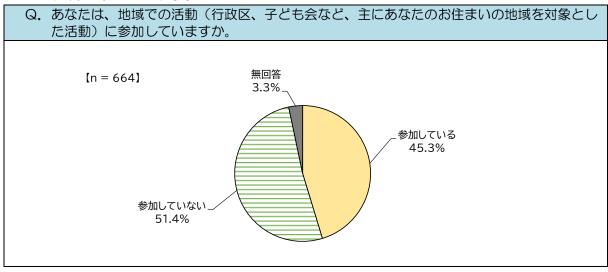
▶近所で虐待について見聞きしたことがあるかは、「ない」が 93.4%、「ある」が 0.8%、「確信はもてないが、ある」が 0.6%となっています。



●地域活動への参加状況

→半数以上が参加していない

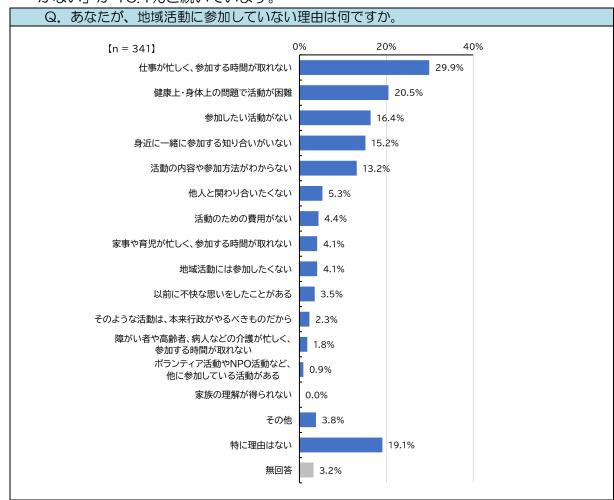
▶地域活動への参加については、「参加していない」が 51.4%、「参加している」が 45.3%となっています。



●地域活動に参加しない理由

☆仕事など参加する時間が取れないことが主な理由となっている

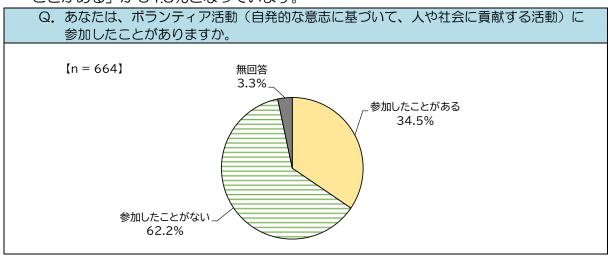
▶地域活動に参加しない理由は、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が29.9%で 最も多く、次いで「健康上・身体上の問題で活動が困難」が20.5%、「参加したい活動 がない」が16.4%と続いています。



●ボランティア活動への参加状況

→6割以上に参加経験がない

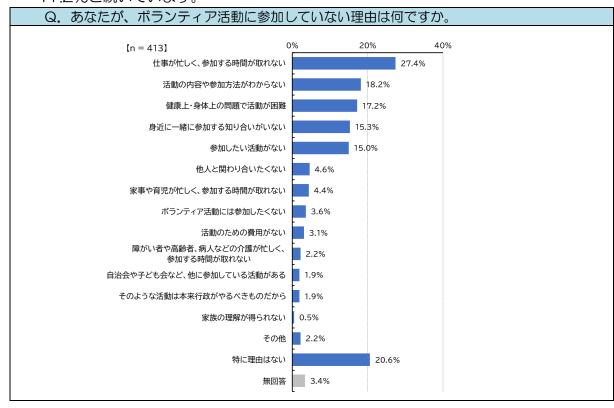
▶ボランティア活動への参加については、「参加したことがない」が 62.2%、「参加したことがある」が 34.5%となっています。



●ボランティア活動に参加しない理由

☆仕事など参加する時間が取れないことが主な理由となっている

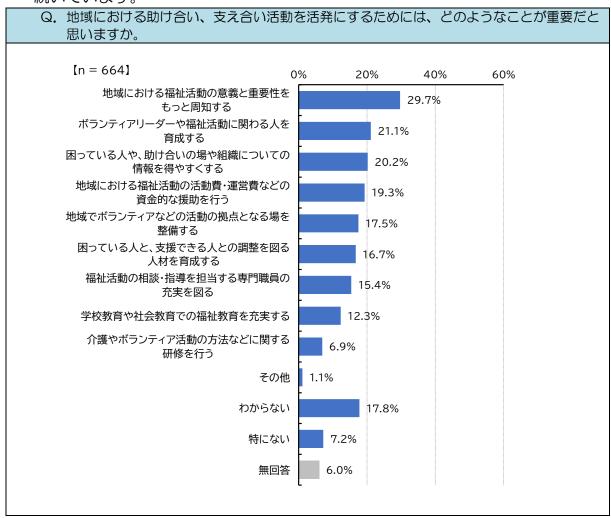
▶「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が 27.4%で最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからない」が 18.2%、「健康上・身体上の問題で活動が困難」が 17.2%と続いています。



●地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと

☆活動の意義や重要性の周知、福祉人材の育成が重要

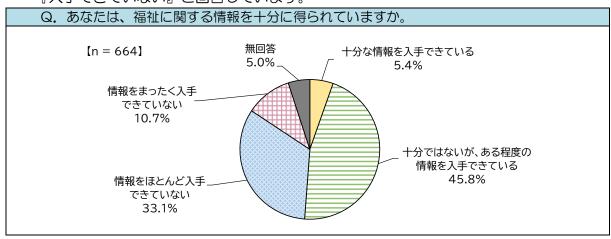
▶地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことは、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」が 29.7%で最も多く、次いで「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が 21.1%、と続いています。



●福祉に関する情報を十分に得られていますか

→ 4割以上が情報を入手できていない

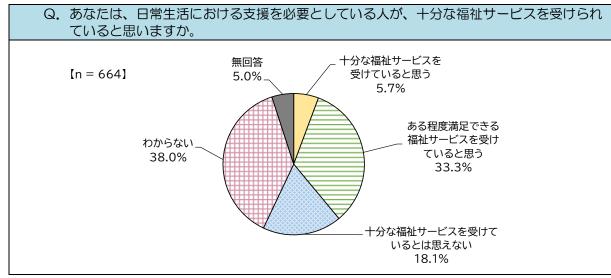
▶福祉に関する情報を十分に得られているかは、「十分ではないが、ある程度の情報を 入手できている」が 45.8%で最も多くなっています。「情報をまったく入手できていな い」(10.7%)「情報をほとんど入手できていない」(33.1%)を合わせると 43.8%が 『入手できていない』と回答しています。



●支援が必要な人が十分なサービスを受けられているか

☆約2割が十分なサービスを受けていないと回答

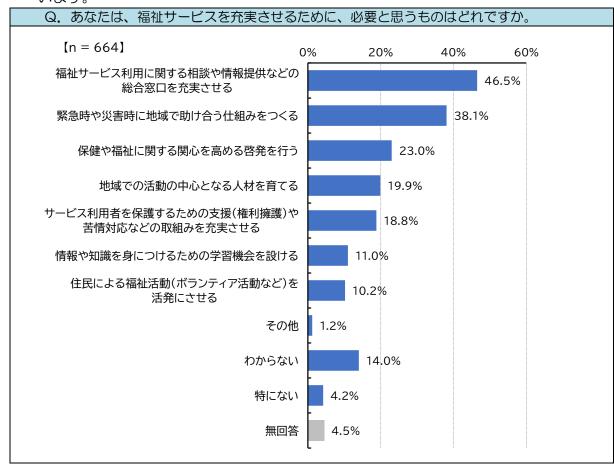
▶支援を必要としている人が、十分な福祉サービスを受けられているかは、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が33.3%で最も多く、次いで「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」が18.1%、「十分な福祉サービスを受けていると思う」が5.7%と続いています。



●福祉サービスを充実させるために必要なこと

→福祉サービスの充実のために、情報提供や相談体制の充実が重要

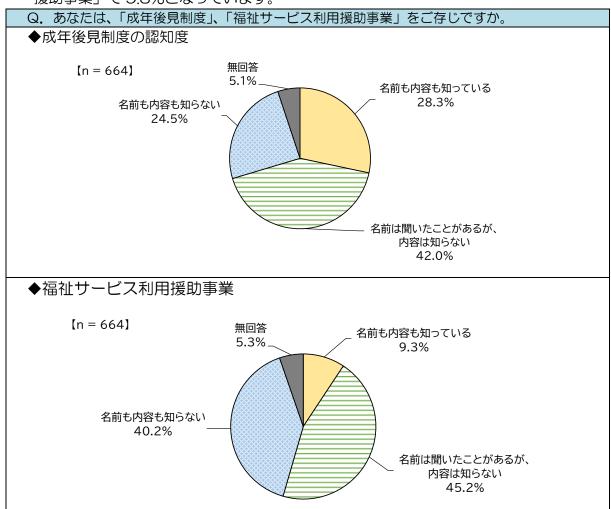
▶福祉サービスを充実させるために必要と思うことは、「福祉サービス利用に関する相談 や情報提供などの総合窓口を充実させる」が 46.5%で最も多く、以下、「緊急時や災害 時に地域で助け合う仕組みをつくる」が 38.1%、「保健や福祉に関する関心を高める啓 発を行う」が 23.0%、「地域での活動の中心となる人材を育てる」が 19.9%と続いて います。



●「成年後見制度」、「福祉サービス利用援助事業」の認知度

☆認知度(名前も内容も知っている)は低い

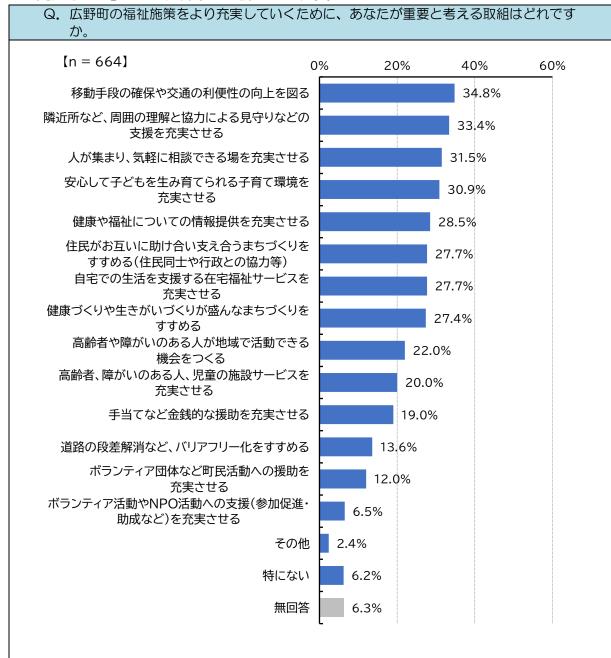
▶名前も内容も知っているとの回答は、「成年後見制度」で 28.3%、「福祉サービス利用 援助事業」で 9.3%となっています。



●広野町の福祉施策を充実させるために重要と思うもの

→移動手段や交通の利便性の向上や、見守り支援の充実が求められている

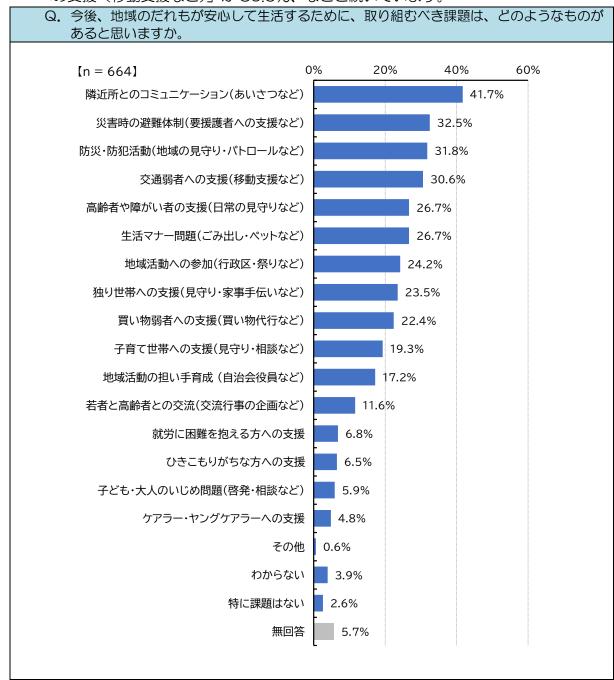
▶広野町の福祉施策を充実させるために重要と思うものは、「移動手段の確保や交通の利便性の向上を図る」が34.8%で最も多く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を充実させる」が33.4%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が31.5%などと続いています。



●安心して生活するために取り組むべき課題

→隣近所とのコミュニケーションが重要と認識されている

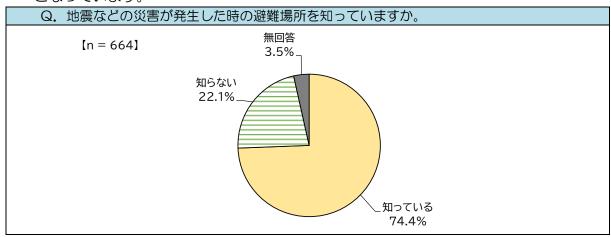
▶安心して生活するために取り組むべき課題は「隣近所とのコミュニケーション(あいさつなど)」が 41.7%で最も多く、次いで「災害時の避難体制(要援護者への支援など)」が 32.5%、「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」が 31.8%、「交通弱者への支援(移動支援など)」が 30.6%、などと続いています。



●避難場所の認知度

→避難場所を知らない人は2割以上いる

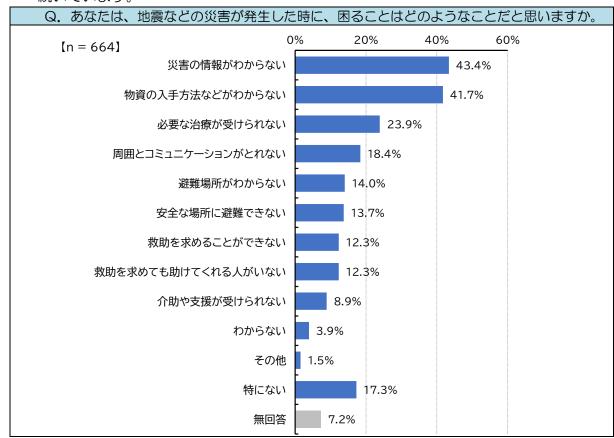
▶避難場所を知っているかについては、「知っている」が74.4%、「知らない」が22.1% となっています。



●災害発生時に困ること

→災害の情報や物資の入手について情報の入手方法が不安

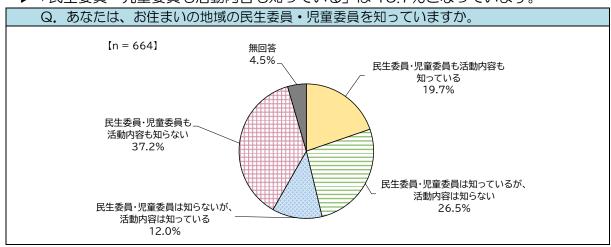
▶災害発生時に困ることは、「災害の情報がわからない」が 43.4%で最も多く、次いで「物資の入手方法などがわからない」が 41.7%、「必要な治療が受けられない」などと続いています。



●民生委員・児童委員の認知度

→民生委員・児童委員も活動内容も知っている人は約2割

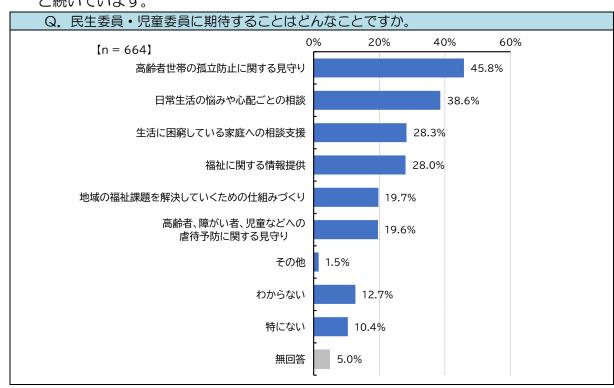
▶「民生委員・児童委員も活動内容も知っている」は19.7%となっています。



●民生委員・児童委員に期待すること

→ 高齢者の孤立防止・見守りが期待されている

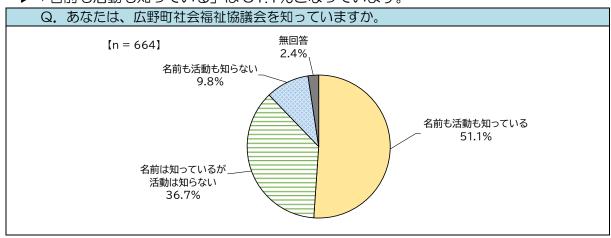
▶民生委員・児童委員に期待することは、「高齢者世帯の孤立防止に関する見守り」が 45.8%で最も多く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が 38.6%、「生活に 困窮している家庭への相談支援」が 28.3%、「福祉に関する情報提供」が 28.0%など と続いています。



●社会福祉協議会の認知度

☆名前も活動も知っている人は半数以上を占めている

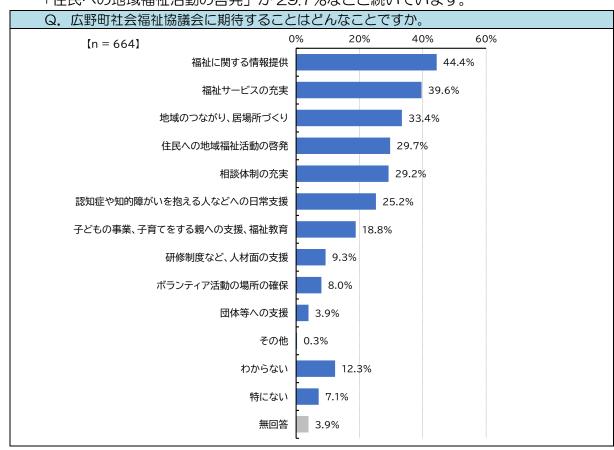
▶「名前も活動も知っている」は51.1%となっています。



◆社会福祉協議会に期待すること

↑福祉に関する情報提供、福祉サービスの充実がきたされている

▶社会福祉協議会に期待することは、「福祉に関する情報提供」が44.4%で最も多く、次いで「福祉サービスの充実」が39.6%、「地域のつながり、居場所づくり」が33.4%、「住民への地域福祉活動の啓発」が29.7%などと続いています。



(2) アンケート調査などから見える課題

課題 1 住民の福祉意識の向上及び地域活動の充実

地域福祉の充実、推進のためには、住民同士の支え合いやつながりが重要です。高齢化や単身世帯の増加など社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変化等を踏まえ、身近なつながりを 再構築し、新たな日常の中でのコミュニティ活動を推進していくことが重要です。

アンケート調査では、近所付き合いについて、「立ち話をする程度の人がいる」が 26.4%で 最も多く、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が 19.3%となっています。

住んでいる地域の中で問題と思うことについてでは、「近所付き合いが減っていること」 (39.5%)、「地域での交流機会が少ないこと」(31.2%)との回答が多くなっています。また、安心して生活するために取り組むべき課題として、「隣近所とのコミュニケーション(あいさつなど)」が 41.7%と最も多くなっており、多くの方が住民同士のつながりや、交流が重要であると認識しています。

福祉教育の充実や啓発活動などにより、隣近所とのつながりづくりや、住民の福祉意識の向上に努め、地域での日常的な交流の促進や様々な活動への参加意識の高揚、充実を図っていくことが求められます。

地域福祉の推進には、地域活動やボランティア活動の充実、活動の担い手となる人材の確保、育成も欠かせません。地域活動やボランティア活動への参加経験について、地域活動では51.4%、ボランティア活動では62.2%が「参加していない」と回答しています。参加していない理由については、「仕事が忙しく、参加する時間が取れないから」が最も多く、仕事での時間的な制約により活動に参加しづらい状況が見受けられます。また、地域の活動を活発にするために重要なことでは、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」との回答が多く、活動日時の工夫とともに、活動内容についての情報提供を促進し、これまで以上に参加者のすそ野を広げ、活動の活性化、地域福祉を担う人材を育成することが必要です。

地域活動に関する情報提供や活動のための理解促進を積極的に支援することで、参加しやすい体制づくりを構築していくことが求められます。

課題 2 必要な支援を必要なときに受けられる体制づくりの構築

高齢者世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、生活上の課題は様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、さらに個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

アンケート調査では、支援が必要な人が十分なサービスを受けられているかをたずねたところ、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が 33.3%で最も多くなっていますが、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」との回答も 18.1%ありました。

また、福祉サービスを充実させるために必要なこととして、「福祉サービス利用に関する相談や情報提供などの総合窓口を充実させる」が46.5%と最も多くなっています。

福祉に関する情報を十分に得られているかでは、「情報をまったく入手できていない」が 10.7%、「情報をほとんど入手できていない」が 33.1%と4割以上が情報を「入手できていない」と回答しています。

高齢者、障がい者等、分野別に多様な相談業務を展開していますが、複雑なニーズを持つ住民には、相談窓口の情報が伝わりにくい状態であることが考えられます。各種福祉サービスの内容や利用手続き、利用申込窓口について、多様な手段を用いた誰もがわかりやすく、さらに効果的な情報提供と誰もが利用しやすいサービス提供体制の充実、適切なサービスにつなげることができるよう、窓口相談機能の強化が求められます。

アンケート調査では、1.4%の方が虐待を見聞きした経験が「ある」と回答しています。高齢者や子どもなどへの虐待の早期発見・予防のため、関係機関などとの連携強化や相談・通報体制の強化が重要です。虐待の早期発見のためには、隣近所での見守りなど地域との連携も大切な要素ですので、地域福祉の目的でもある地域での助け合い、支え合いの福祉意識の醸成を図っていくことも重要です。

また、「成年後見制度」や「福祉サービス利用援助事業」の制度内容についての認知度は低い傾向にあります。認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方や生活困窮に陥っている方などが安心して暮らしていけるよう、制度の更なる周知と利用促進も重要です。

課題3 互いに支え合い、安全・安心に暮らせる地域づくりの推進

年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、全ての人が安全・安心に暮らせることは、地域福祉の大きな目的です。

アンケート調査では、安心して生活するために取り組むべき課題として、安心して生活するために取り組むべき課題は「隣近所とのコミュニケーション(あいさつなど)」(41.7%)、「災害時の避難体制(要援護者への支援など)」(32.5%)、「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」(31.8%)、「交通弱者への支援(移動支援など)」(30.6%)などの回答が多くなっています。

また、広野町の福祉施策を充実させるために重要と思うものは、「移動手段の確保や交通の利便性の向上を図る」(34.8%)、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を充実させる」(33.4%)が多くなっています。災害時の避難などへの取り組みを進めるとともに、保健・医療・福祉の充実や、住宅や交通の利便性の確保、地域の支え合いによる日々の見守りなど、安全・安心の地域づくりが求められています。

さらに、日常生活で不安に思っていることでは、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が多くを占めていることから、心身の健康増進や介護予防に関する情報や事業 内容の周知を図っていくことも重要です。

災害発生時の避難場所については、22.1%の人が避難場所を「知らない」と回答していることから、近年頻発する自然災害等の緊急時の支援体制を充実するとともに、避難場所を把握しておくことの重要性をより認識してもらうことが必要です。

また、災害発生時に困ることは、「災害の情報がわからない」が 43.4%で最も多く、「物資の入手方法などがわからない」が 41.7%となっています。災害時の情報伝達手段の多様化や物資・備蓄の充実、避難所設備の充実等を推進していくとともに、高齢化の進行等に伴い、避難行動要支援者の増加が想定されるため、引き続き、避難行動要支援者の把握や、地域全体で支援していくための体制づくりが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑化・多様化しており、住民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無に関わらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

そのために、本計画においては、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

本計画においては、これまでの地域福祉分野における取組や地域共生社会の考え方を踏まえ、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、第五次広野町町勢振興計画のまちづくりの基本理念のうちのひとつである「生涯を通じて、安全・安心に暮らせるあたたかく住みよいまち」を基本理念として掲げます。

生涯を通じて、安全・安心に暮らせる あたたかく住みよいまち

保健・医療・福祉の連携を図るとともに、行政だけでなく地域住民、民間事業者、ボランティア、NPO等が役割分担を行いながら、地域における相互扶助の充実を図ります。

また、乳幼児から高齢者まで、全ての人が共に生きる社会形成を行うことで、住民一人ひとりがお互いに助け合う活動を通じて、心身ともに安心して、生きがいを持って暮らせる、住みよいまちを目指します。

2 基本目標

基本理念の実現を目指し、次の3つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標1 地域で福祉を支えるまちづくり







地域福祉の推進には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりが重要です。

住民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む 教育や人権を理解する教育を充実させ、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸 念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な 地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成に取り組み、地域福祉活動を推進します。

基本目標2 必要な支援を受けられるまちづくり









多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、保健・医療・福祉分野が連携 し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用で きるような体制をつくります。

また、判断能力が十分でない方の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発により、制度の利用につなげ、生活困窮者の自立支援に向けては、早期の把握・支援のために、関係機関との連携を図ります。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり









地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、 見守りが必要な方が緊急時や災害時に孤立しないため、日頃からの見守り体制の充実や、避 難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進し、地域の支え合う力をより一層高めるため、住民や関係団体、行政が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりを促進します。

3 計画の体系

基本 理念

生涯を通じて、安全・安心に暮らせる あたたかく住みよいまち

基本目標 1	基本施策
地域で福祉を支えるまちづくり	(1)地域福祉の意識の醸成
	(2)地域での交流の推進
	(3)地域活動・ボランティア活動の促進
	(4)地域福祉を支える人材の確保と育成
	(5) 社会参加と生きがいづくりの推進

基本目標 2	基本施策
必要な支援を受け られるまちづくり	(1)情報提供・総合的な相談支援体制の充実
	(2)多様な課題に対応できる福祉サービスの充実と質の向上
	(3)権利擁護の推進
	(4)生活困窮者自立支援対策の推進

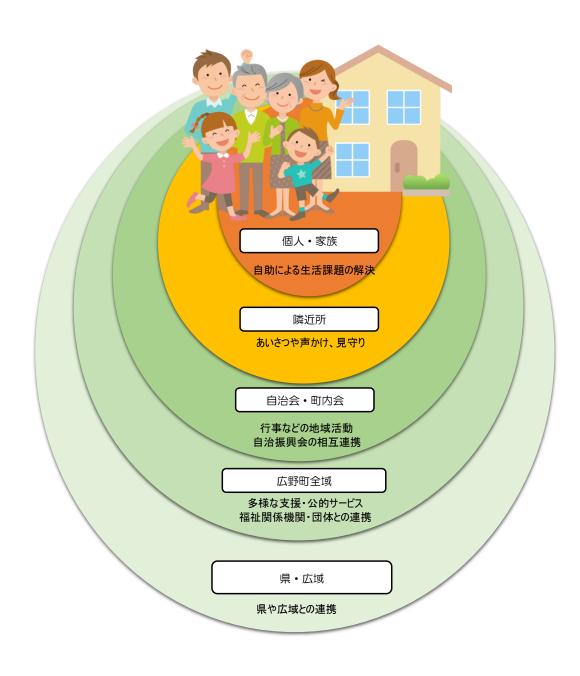
基本目標 3	基本施策
安全・安心に 暮らせるまちづくり	(1)地域福祉のネットワークづくり
	(2)バリアフリー社会の推進
	(3)防犯対策の推進
	(4)災害時の支援体制の充実
	(5)からだと心の健康づくり

4 地域福祉圏域の考え方

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族」、「隣近所」、「自治会・町内会」、「広野町全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて柔軟に対応していきます。

■福祉圏域のイメージ



第4章 地域福祉の推進に向けた取組

1 地域で福祉を支えるまちづくり

(1) 地域福祉の意識の醸成

取組の趣旨

近年、核家族化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加や少子高齢化による地域の担い手の不足、ライフスタイルの多様化に伴う住民同士のつながりの希薄化など、地域や隣近所での親しい付き合いや地域の中で相互に助け合う機能の低下が懸念されています。

今後はさらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加による老者介護の状態、認知症高齢者の増加などが見込まれます。高齢者に限らず、複数の課題を抱える人が増加していく中、支援を必要とする人の実態把握は困難になっていきます。

こうした状況の中で地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、考え方を理解し、身近な存在であることを認識し、地域で支え合いながらお互いに助け合う必要性を認識することが必要です。

地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直し、行政、社会福祉協議会、保 育所、学校、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、住民の福祉意識の醸 成に努める必要があります。

区分	取組内容
自助	 ●あいさつや声かけなどを行い、隣近所とのかかわりを大切にしましょう。 ●地域での助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。 ●地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めましょう。 ●地域でのイベントや各種ボランティア活動などに関心を持ち、参加しましょう。 ●地域福祉に関心を持ち、研修会などに積極的に参加しましょう。 ●性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めましょう。 ●認知症や障がい者について理解を深めましょう。
互助	●地域の行事やイベントで地域福祉に関わる内容を盛り込むなど、福祉意識の啓発を図りましょう。●地域の行事やイベントでは、時間や曜日設定を工夫し、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。●学校において、地域とのかかわりを持ちながら、児童生徒が地域福祉に理解を深めるよう努めましょう。
公 助•共 助	 ●広報紙やホームページを活用して、支え合い、助け合いの意識を高めるための情報を発信します。 ●生涯学習や各種講座の開催などにより、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発に努めます。 ●町が主催する行事に誰もが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度にかかわりなく、共に集い、理解を深めることができる各種イベントを開催します。 ●障がい者や高齢者とふれあえる交流機会の創出に努め、障がい者や高齢者に対する理解促進を図り、幼少時からのノーマライゼーション*の考え方の浸透を図ります。 ●社会福祉協議会の福祉学習などを通して、福祉や地域について考えるきっかけづくりを行います。 ●認知症の正しい理解や、認知症の方に対する接し方を身に付けるため、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人や家族を見守り・支援する地域づくりを推進します。若い年代のサポーターを養成するため、小中学校への出前講座を実施します。 ●認知症カフェの開催を通じ、認知症の方やそのご家族同士の交流、あるいは地域の方々と楽しく交流したり、認知症に関する情報や知識、制度などを学んだりできる場を提供します。

※ノーマライゼーション:障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当 たり前に、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考え方

(2)地域での交流の推進

取組の趣旨

地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれあいの中でお互いの関係性を育むことが大切です。近年、地域への関心がない方や地域との関わりを持たない方が増加していることもあり、地域のつながりが希薄化し、身近な地域における交流の機会が少なくなってきています。

地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、 気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや、世代を超えたふれあいの機会を 充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

また、地域活動の担い手の減少を踏まえ、こういった地域間での連携を促進し、住民同士の交流を図ることで、地域活動を活性化させていくことも検討する必要があります。

区分	取組内容
自助	 ●あいさつや声かけなどを行い、隣近所とのかかわりを大切にしましょう。 ●隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しむ場を持つように心がけましょう。 ●地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。 ●地域の行事やイベントなどに、積極的に参加しましょう。
互 助	●子どもと高齢者を対象とした世代間交流など、様々な交流の場を企画してみましょう。●地域の子どもたちが通う学校での行事に参加するなど、学校を通じて交流を図っていきましょう。●公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用しましょう。
公 助•共 助	 ●地域子育て支援センターなどで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。 ●町民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く周知を図り、交流を促進します。 ●町や社協が様々な機会を捉え、高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。 ●公民館、各地区集会所、文化交流施設、二ツ沼総合公園などの既存施設を利活用し、多世代が利用、交流できる場づくりを推進します。

(3) 地域活動・ボランティア活動の促進

取組の趣旨

住民のニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、これまでのように行政が全ての支援を担うだけでなく、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して、地域を支えていくことが求められています。地域活動やボランティア活動の参加者は、課題をかかえる地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、行政が担いきれない住民の多様なニーズにきめ細かく対応できることから、これからの地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

地域活動やボランティア活動などの地域活動の内容や募集に関する情報発信の強化や、活動時間や活動内容などの参加条件の工夫により、住民の地域活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手を育成していく必要があります。

区分	取組内容
自助	 ●各種講座などに参加し、ボランティアに対する理解を深め、ボランティアの大切さを認識しましょう。 ●できることから、できる範囲で地域活動やボランティア活動に参加してみましょう。 ●ボランティア活動の楽しさを周りの人に伝えましょう。 ●町や社会福祉協議会が実施する各種講座や研修会に積極的に参加しましょう。 ●仕事や趣味、豊富な経験などで培った技術や特技を地域活動に役立てましょう。
互 助	 ●ボランティア団体は、町民への積極的な情報発信とともに、自治会・町内会や行政との連携を図りましょう。 ●子どもがボランティア活動に参加できる機会をつくりましょう。 ●団体の活動を継続していくため、後継者の育成に努めましょう。 ●地域で活動している個人・ボランティア団体同士の連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取組みましょう。 ●地域のため、地域で気になっている人、困っている人のために、自らできることは何かを考え、できることから活動しましょう。
公 助•共 助	●福祉関係団体などと連携し、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため、各種講座やボランティア情報の発信に努めます。●福祉団体等の活動への補助金等の支援のほか、他地域で活動するボランティア団体のリーダーからの指導や、各ボランティア団体の交流支援を通して、情報や課題の共有を図り、活動の活性化を支援します。

(4) 地域福祉を担う人材の確保と育成

取組の趣旨

高齢者、障がい者、子どもなど全ての方が地域で共に生きがいを創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するために、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、住民一人ひとりが地域の主役として主体的に地域活動に関わるとともに、地域においてリーダーとなる人材の確保と育成が必要です。

しかしながら、若い世代の地域活動へ参加する機会の減少や地域福祉活動の担い手の不足・固定化、スタッフの高齢化などの問題があります。

町内会、地域の団体を始めとして、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、 地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、誰もが参加しやすい活動を展開し、参 加者のすそ野を広げながら、各種講座や研修を通じ、広く福祉に関する意識を持った、求め られる適切な人材を育成していくことが必要です。

また、地域に住む高齢者などが豊富な経験や技能を活かしながら地域活動に参加できるよう、地域で活躍する場を設けることにより、後進の育成者としての役割が期待されます。

区分	取組内容
自助	 ●地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加しましょう。 ●地域で育った子ども達が、地域のリーダーとして活躍できるよう、次世代へつながる地域づくりに努めましょう。 ●隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取組みましょう。 ●町や社会福祉協議会が実施する各種講座や研修会に積極的に参加しましょう。
互助	●団体活動等の周知を行い、地域との係わりの中で、人材発掘に努めましょう。●地域活動のリーダーの育成や、地域活動の担い手育成につながるよう、 講座の開催など様々な取組を行いましょう。●子どもたちが積極的に参加できるような、地域づくりに努めましょう。
公 助•共 助	 ●地域福祉に関する講座や研修などを通じて、地域福祉を推進するためのリーダーの育成に努めます。町が実施する町民大学講座「ふるさと創成大学」や社会福祉協議会が実施する「地区のつどい」などの内容の周知と開催日時などを工夫することにより、幅広い年齢層の参加を図り、人材育成に努めます。 ●団塊の世代や高齢者の豊富な知識や経験が、地域を担う後継者へ引き継がれるよう、地域活動への参加促進を支援します。 ●地域活動の活性化を図るため、地域包括ケアシステムの構築に併せ、必要な人材の育成に努めます。 ●学校などでのボランティア講座の開催など将来のリーダーの育成を進めます。 ●地域の様々な知識や技術をもった人材を、地域福祉活動に生かせるよう各団体と連携し、研修会等の開催に取り組みます。

(5) 社会参加と生きがいづくりの推進

取組の趣旨

世帯構造の変化や地域におけるつながりの希薄化が進む中、社会的な孤立やひきこもりなどの増加が、必要な支援の発見を遅らせる要因として懸念されています。

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、身体的な健康維持、介護予防などの 取組と共に、生きがいづくりが大きな課題となります。生きがいづくりは、地域福祉の充実 と地域コミュニティの活性化にもつながるので、地域に住む高齢者、障がい者などがその知 識や経験、能力を活かしながら、地域社会の中で役割を担って生活することができるよう支 援していくことが必要です。

高齢者を対象とした健康づくり、スポーツ・文化事業やボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していく必要があります。

また、孤立しがちな方、ひきこもりがちな方も含め、身近な地域で誰もがいきいきと暮らせるよう、身近な地域での活動を通じて社会参加を促進していく必要があります。

区分	取組内容
自助	 ●地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることのできる場を地域で探しましょう。 ●自らの知識や技術、経験を広く地域に伝えるために積極的に行動しましょう。 ●隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取組みましょう。
互 助	 ●各種講座の開催など学習の機会を提供しましょう。 ●多世代が参加できる地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることのできる場を地域で提供しましょう。 ●社会福祉協議会、自治会・町内会などの地域団体が連携し、地域福祉の担い手として、高齢者の生きがいづくりの場を提供しましょう。 ●公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用しましょう。
公 助•共 助	 ●子育て世代包括支援センターなどで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。 ●高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進するため、地域団体や老人クラブなどによる活動を支援します。 ●全ての町民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベントなどを開催しながら、地域活動の普及・推進を図ります。 ●高齢者や障がい者など、公共交通機関を利用することが困難な方への利便性の高い移動手段の確保及び支援を行うことにより、高齢者や障がい者などの社会参加を推進します。

2 必要な支援を受けられるまちづくり

(1)情報提供・総合的な相談支援体制の充実

取組の趣旨

現在、町では、行政が提供する公的なサービス、社会福祉協議会や社会福祉法人など、 様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている方たちの生活 や活動を支える重要な役割を果たしています。

生活課題を解決するために、多様なサービスで対応することができますが、従来のような対象者種別毎、縦割り型のサービス提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいという側面があります。特に複数の生活課題を抱えている方にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。

福祉サービスは、利用者本位という考え方に立ち、サービスを必要とする全ての方が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。そのためには、まず、福祉サービスに関する情報提供体制の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える方がいつでも気軽に相談することができるよう、専門的かつ分野横断的な相談体制の構築を進め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

また、生活課題が複雑化・多様化する中、ひきこもり、介護と育児に同時に直面する世帯 (ダブルケア)等、各制度の狭間にあって、何らかの福祉サービスや支援を必要としながら も、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない方に対して、早期発見と適切な 支援に向けて、多様な主体が連携して取り組む必要があります。

区分	取組内容
自助	 ●広報紙やパンフレットなどに目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解に努めましょう。 ●町民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、支援を必要としている人の把握など、地域における情報の収集に努めましょう。 ●悩みをひとりで抱えず、行政・関係機関の相談窓口を利用しましょう。
互 助	 ●事業者自らが福祉サービスに関する情報発信を行うとともに、行政や社会福祉協議会などの相談窓口と積極的に情報交換しましょう。 ●人が集う機会を利用し、福祉サービスについて情報交換ができる場を設けましょう。 ●身近な悩みごと・困りごとに対し、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎましょう。 ●地域での見守りや近所付き合いを通して、周囲の困りごとの早期発見に努めましょう。
公 助•共 助	 ●広報紙やホームページの工夫や活用、民生委員・児童委員との連携などにより、福祉制度やサービス提供の仕組み、サービス事業者の情報など、必要な情報が必要な人に行き届くよう努めます。 ●専門的かつ複合的なサービスのニーズにも対応できるよう、研修などを通じて職員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。 ●メディア等の活用が困難な住民に対して、情報格差の解消を図るため、各関係機関や民生委員・児童委員と連携を強化し、情報提供に取組みます。 ●パソコンやスマートフォンなどの普及に対応し、パソコン等を利用したオンラインでの相談体制を検討していきます。

(2) 多様な課題に対応できる福祉サービスの充実と質の向上

取組の趣旨

今後も少子高齢化が進展し、人口減少が進むことが予測されており、ひとり暮らし高齢者、 高齢者夫婦世帯など、増加する高齢者ニーズへの対応が必要となっています。

町では、介護保険法や障害者総合支援法に基づく各種支援サービス、子どもや子育て家庭 に対する福祉サービス、町独自の福祉サービスなど、きめ細やかなサービスの充実に努めて きました。

しかし、福祉に関するニーズは複雑化・多様化しており、今後さらに高齢者や認知症の方が増えていくことや、障がい者の地域生活への移行を進める観点から、地域の人材や様々な機器を活かした、よりきめ細かなサービスの充実が求められています。

福祉サービスは、それぞれのニーズに合わせてサービス提供基盤の整備を進め、必要とされるサービスが必要としている方に行き届く体制を整えることが重要となります。

さらに、様々な生活課題には、公的な福祉サービスだけではカバーできない「制度の狭間」 にある課題もあります。個人個人の支援にとどまらず、個別の事例を集約し、社会福祉協議会 や関係機関等と情報共有することによって、今後の取組に生かしていく必要があります。

区分	取組内容
自助	 ●サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用に努めましょう。 ●保健・医療・福祉の各機関の情報に常に関心を持ちましょう。 ●身近に支援を必要とする人がいる場合には、相談に乗り、サービス利用を勧めましょう。 ●福祉サービスの利用等についてわからないことは、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。
互 助	●利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、質の高い在宅福祉サービスの提供に努めましょう。●人が集う機会を利用し、福祉サービスについて情報交換ができる場を設けましょう。●身近な悩みごと・困りごとに対し、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎましょう。
公 助•共 助	 ●町で策定した各種福祉計画の円滑な実施を推進し、各種福祉サービスの拡充に努めます。 ●住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、事業者やNPOなど、多様なサービス主体の参入促進を図るとともに、保健・医療・介護・住まい・生活支援などが包括的に確保される体制の充実を図ります。 ●福祉従事者の専門性の向上と相談支援体制の充実に努めるとともに、サービス提供事業者や関係機関との連携を強化し、利用しやすいサービス提供体制の整備とサービス利用に関する相談・苦情の受付・対応の充実に努めます。 ●広報やホームページなどを活用し、共生型サービスの理念や内容の普及に努めます。

(3)権利擁護の推進

取組の趣旨

認知症の方や障がいのある方の中には、判断能力が十分でないために、財産の管理や日常 生活で生じる契約などの行為を行うときに不利益を受ける場合があります。

今後、認知症の方の増加により、財産管理や日常生活における援助に関する支援や相談の更なる増加が予想され、成年後見制度*の必要性が高まっていくものと考えられることから、本項目における取組を、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)第 14 条第1項に規定する「市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、認知症や障がいのある方が判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備を推進します。

あらゆる方が住み慣れた地域でその方らしく日常生活を送ることができるよう、それぞれの身上に寄り添った権利擁護の取組が必要となっており、判断能力に不安がある方も基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら、自分らしい生活を地域で送れるような取組を進めます。

福祉等のサービスを利用する中で問題が生じた場合、その方が事業者に対して弱い立場に 立つことがなく、対等の立場で意思が尊重されるよう、制度の周知に努めます。

また、人間関係や介護疲れ、生活環境等の様々な要因により、DV(配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力)や虐待につながってしまう事例もあります。

DV、児童虐待や高齢者虐待などは、家庭内の問題として潜在化する傾向があり、ネグレクト*やヤングケアラー*などは、自ら助けや支援を求めることが難しく、支援が必要な状態であるという認識がないケースもあります。被害者の高齢者、障がい者、子どもなどが、自ら通報することは困難であることから、発見者の通報義務の周知や、いち早く発見、通報できるように関係機関や地域との連携を強化するとともに、通報があった場合は、安全確保のため、迅速に対応することが必要です。また、虐待は、加害者である介護者・養育者やその世帯が抱えている課題が潜んでいるため、その課題の把握と解決に向けた支援も重要です。

※成年後見制度:認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人等)がその人の預貯金の管理等(財産管理)や日常生活での様々な契約等をしていく制度です

※ネグレクト: 幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと ※ヤングケアラー: 本来、大人が担うような家族の介護(障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護 など)や世話(年下のきょうだいの世話など)をすることで、自らの育ちや教育に影響を及 ぼしている 18 歳未満の子どものこと

区分	取組内容
自助	 ●成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護の仕組み・制度について理解を深めましょう。 ●必要に応じて、権利擁護のための制度を活用しましょう。 ●日常生活の困りごとのある人に対し、相談窓口などの活用を勧めましょう。 ●隣近所で虐待やDVなどの暴力、育児・介護に対するネグレクトなどの異変に気づいたら、速やかに関係機関へ連絡しましょう。
互 助	●日常生活の困りごとがある人を地域で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつなげましょう。●地域で人権や権利に対する理解を深め、人権尊重の心を育みましょう。●支援が必要な方に支援の手が差し伸べられるように、地域における見守りネットワークづくりを進めましょう。
公 助•共 助	 ●町広報紙やホームページなどで、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、問題発生時には迅速な解決に努めます。 ●サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付など迅速な対応に努めます。 ●DVや高齢者、障がい者、子どもへの虐待の防止・早期発見に向けて、相談・通報に関する周知・啓発を行い、関係機関と連携し適切な対応に努めるとともに、虐待を行った方が抱える課題の把握・支援を行います。 ●保護者、学校、こども園、教育委員会など関係機関の連携強化を推進し、ネグレクトなど児童虐待やヤングケアラーなど子どもを取り巻く課題の早期発見につなげます。 ●日常生活に不安のある人、障がい者、高齢者が地域において安心して生活できるよう、成年後見制度等の利用促進を図り権利擁護の取組を進めます。 ●認知症などにより判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、成年後見制度について広く周知を行うとともに、町長申立や成年後見町長申立費用及び後見人等の報酬助成や判断力が不十分な人に係る、権利擁護制度利用への相談支援を行います。 ●家庭裁判所や関係機関と連携をしながら、制度の広報、相談、利用促進、後見人の支援等に関する各事業を推進するとともに、町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関の開設を目指します。

(4) 生活困窮者自立支援対策の推進

取組の趣旨

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や生活保護を受給する人が、稼働年齢世代(16歳~64歳)にある方を含めて増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)において、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、障がいが疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある方たちを対象としています。

また、貧困世帯であるために教育を受けられないなど、貧困の連鎖によって子どもの将来 が閉ざされることがないよう、子どもの貧困対策も総合的に推進していく必要があります。

生活困窮者の抱える問題がより深刻化・複雑化する前に、迅速な把握を図り、適切な対応につなげていくことが必要です。

区分	取組内容
自助	 ●生活で困ることがあったら、生活困窮にいたる前に、各種相談窓口に相談しましょう。 ●生活困窮者への支援制度について理解を深めましょう。 ●身近に生活に困っている人がいたら、相談窓口などの利用を呼びかけましょう。 ●住民同士の普段の付き合いの中で、生活困窮者を支援しましょう。
互助	●地域で孤立しがちな人を、地域で気づき合える環境をつくりましょう。●支援が必要な人に対し、自治会・町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携のもと、相談をはじめ、公的支援制度への適切な利用につなげましょう。
公 助•共 助	 ●広報紙やホームページなどで、生活困窮者自立支援制度について、広く周知を図ります。 ●福祉だけでなく、健康や教育など、多様な分野が連携し、既存の各種相談事業や訪問事業などを通して、生活困窮状態にある人の早期把握・早期発見に努めます。 ●生活保護に至る前の段階の失業者など、経済的支援を必要とする生活困窮者を早期に支援するため、ハローワークと連携し、就労、その他の自立に関する相談支援を行います。 ●生活困窮者から相談があった場合、各種福祉サービスや支援事業、成年後見制度などの公的支援制度の適切な利用につなげます。 ●貧困が世代を超えて連鎖しないよう、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援の推進に努めます。

3 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1)地域福祉のネットワークづくり

取組の趣旨

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠です。

当町では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が様々な福祉活動を展開し、また、地域には様々な福祉活動を行う町内会や子ども会、老人クラブなどの団体や組織があり、それぞれが独自の目的を持って活動を行っていますが、これらの団体や組織等が連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動が可能になります。

また、地域福祉活動を推進していくためには、地域に密着した活動に長年取り組んでいる 民生委員・児童委員や社会福祉協議会の役割も重要です。

地域に住む高齢者、障がい者、子ども、外国人など支援が必要な方や世帯の課題を把握し、 地域住民等が主体的に解決を試みていくためにも、また、地域の様々な団体や関係機関が地 域住民等と連携しながら支援活動ができるような体制をつくるためにも、様々な分野・職種 の連携による、それぞれの強みを活かした支援が必要になります。そうした連携が行えるよ う、日頃から「顔の見える関係づくり」や「地域生活課題の情報共有」を行うネットワーク づくりを進める必要があります。

区分	取組内容		
自助	●地域を支える一員として、地域を支える団体等の活動に協力しましょう。●民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう。●地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たしましょう。		
互 助	 ●住民同士、自治会・町内会の役員、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、地域の情報を共有しましょう。 ●団体等の様々な主体による多様な生活支援サービスの提供体制を構築しましょう。 ●地域福祉を推進するうえで中心的な役割を果たす民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動について、周知を図りましょう。 		
公 助•共 助	 ●高齢者や障がい者の状況に合わせた住宅の確保や改修の支援と、グループホームや有料老人ホームなど住まいの確保に努めます。 ●在宅医療の推進と、介護と医療の連携を図ります。 ●健康づくり・介護予防の活動支援に努めます。 ●多様化する福祉ニーズに対応するため、相談支援体制の充実に努めます。 ●広報誌やパンフレットなどにより、地域包括ケアシステムや福祉活動に関する情報発信に努めます。 ●地域福祉の向上や様々な課題の解決のため、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等の保健・医療・福祉分野等の関係者や関係機関・団体との連携の強化に努めます。 		

(2) バリアフリー社会の推進

取組の趣旨

暮らしやすい生活環境の充実のためには、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らし、生活できる「まち」をつくっていくことが必要です。

高齢者や障がい者が安心して、快適に暮らせる「まち」とは、あらゆる方にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、高齢者や障がい者の意見を参考にした歩道などの安全な歩行空間の確保や、多くの住民が利用する公共公益施設のバリアフリー化など、誰もが利用しやすいように配慮した施設・設備の整備を推進するため、「ユニバーサルデザイン*」の考えに基づいた福祉のまちづくりを推進する必要があります。

もちろん、このような福祉のまちづくりへの取組は、行政のみで実現できるものではなく、 住民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが全ての方々にとっ て暮らしやすいまちづくりであることを住民が認識する必要があります。

また、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物の 場所などへのアクセスが容易であることが必要です。

病院や買い物の場所までの移動手段の確保が重要であり、特に、高齢者や障がい者など、いわゆる交通弱者にとって、公共交通機関の利便性の向上は急務となっています。

生活する上での多様な交通整備を図るとともに、買い物した後の荷物を持ったままの移動が困難な方への支援など、地域の助け合い、支え合いによる、福祉のまちづくりの取組の推進が求められます。

※ユニバーサルデザイン:「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、多くの人が利用可能であるようにデザインすること

区分	取組内容		
自助	 ●地域で危険箇所を発見したときは自治会・町内会や行政に情報提供をしましょう。 ●杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪を行わないようにしましょう。 ●お互いに支え合い、助け合い、心のバリアフリーを実践しましょう。 ●ユニバーサルデザインについて理解を深めましょう。 		
互 助	●研修会や会議、キャップハンディ体験学習などを通じてバリアフリーの重要性を認識し、ユニバーサルデザインの理念を啓発しましょう。●地域で不便な箇所などについて把握し、その改善策について検証してみましょう。●町民や関連団体との連携を強め、高齢者見守り体制の構築や広域での連携体制を構築しましょう。		
公 助•共 助	 「人にやさしいまちづくり」、「ユニバーサルデザイン」について、広報紙やホームページなどを通じて啓発に努めます。 ●公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。 ●点字シールやブロック、音声コードなど情報のバリアフリーの推進に努めます。 ●共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての方々が、お互いの個性や多様性を認め、支え合い、助け合えるよう、偏見や差別などの心のバリアをなくす「心のバリアフリー」を推進します。 ●交通弱者への対応に向けて、身近な交通手段である路線バスの運行路線・本数の維持確保に努めるとともに、デマンド型交通*など、多様化した町民ニーズに即した総合的な公共交通を検討していきます。 		

※デマンド型交通:利用者のニーズに応じて柔軟に運行する公共交通システムのこと。一般的なバスが決まった ルートを巡回し、利用者をバス停で乗降させるのに対し、デマンド交通は利用者から 予約があった時に運行し、さまざまな場所で乗降できるのが特徴

(3) 防犯対策の充実

取組の趣旨

近年、地域社会や隣近所とのつながりや絆の希薄化が進み、隣近所の動向がわからず、ま た関心を持たない人が増えています。

全国的にみられる犯罪件数の増加や凶悪化などは、こうした地域社会の在り方と無縁ではありません。

凶悪化・多様化する犯罪を防ぐため、また、高齢者や子どもなどが事故や犯罪に巻き込まれないようにするためには、警察などによる防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じた地域住民のネットワークによる犯罪への備えが求められます。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

近年、高齢者が特殊詐欺被害に遭うことが増加し、社会的な問題となっています。高齢者だけでなく、子どもや女性が犯罪に巻き込まれることも少なくなく、不安を感じることがあります。

地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いを強化するためにも、地域の安全を守る 対策について、検討、推進することが求められます。

また、犯罪をした方の中には、薬物事犯者や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な方、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する方など、様々な生き辛さを抱えた結果、再び犯罪を行う方が存在します。

本項目における取組を、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号) 第8条第1項に規定する「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」 として位置づけ、犯罪をした方が、多様化が進む社会において孤立することなく、円滑に社 会の一員として復帰し、再び犯罪をすることを失くすことで、住民が犯罪による被害にあう ことを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、犯罪をした方の地域生活へ の定着に向けた支援に取り組んでいきます。

区分	取組内容		
自助	 ●あいさつなどを通して、地域の顔見知りを増やしましょう。 ●防犯知識を身につけ、自らの安全確保をはじめ身近な子どもや高齢者が犯罪、交通事故に巻き込まれないように気を配りましょう。 ●防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。 ●電話や訪問による勧誘等で、少しでもおかしいと思うことがあった時は、家族や警察等に相談しましょう。 		
互 助	●警察や各家庭、保育所・こども園、学校、自治会・町内会、防犯協会などと連携し、防犯パトロールなど地域の防犯活動に参加しましょう。 ●犯罪の特徴や発生箇所、不審者の情報など、防犯につながる情報を行政や警察などから収集し、地域で情報共有を図りましょう。		
公 助•共 助	 ●高齢者や子どもなどが犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめ関係機関・団体と連携し、防犯活動・見守り活動を推進します。 ●事件の発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。 ●若者や高齢者などを狙った特殊詐欺の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体などでの学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。 ●警察や各家庭、保育所・こども園、学校、自治会・町内会、防犯協会などと連携し、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法などの情報共有に努めます。 ●犯罪をした方の社会復帰に向けて、高齢、障がい、あるいは生活困窮についての相談先を周知し、必要な福祉サービスを利用できるよう、保健医療・福祉サービス機関につなげられる体制を整備します。 ●保護観察所や警察等の関係機関、保護司、民生委員・児童委員などと連携し、再犯の防止を推進していきます。 ●犯罪をした方の就労や住居の確保を図り、支援関係者・団体との連携の充実を図ります。 ●犯罪をした方の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動等の広報・啓発活動を推進し、再犯防止に関する地域での理解を促進します。 		

(4) 災害時の支援体制の充実

取組の趣旨

近年、地震や豪雨、台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。

あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるという認識に立ち、対策を怠らないことが求められます。特に、要配慮者と言われる高齢者、障がい者、子ども、外国人などは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の強化を進める必要があるとともに、こうした方の視点での対策もまた、急務となっています。

当町では、「広野町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、町内会や民生委員・児童委員などの協力を得ながら、自力では避難できない高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう、防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みの整備や、避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや福祉サービス事業所や学校等における感染防止対策、感染発症時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制等について、地域の実情に応じて検討、整備していく必要があります。

区分	取組内容		
自助	 ●災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。 ●災害発生時にすぐに避難できるよう防災用品・避難場所・避難経路を確認しておきましょう。 ●支援者として活動できるよう、日頃から近所との交流を深めましょう。 ●地域の防災訓練に参加しましょう。 		
互 助	●災害発生時などの緊急時に支援を必要とする人の情報を地域で共有し、 地域全体で対応できる体制を築きましょう。●自主防災組織を組織し、災害発生時や緊急時に支援し合える体制を整え ましょう。●高齢者や子ども、障がい者などの支援の必要な人を交えて避難訓練を実 施し、地域で防災意識を啓発しましょう。		
公 助•共 助	 ●広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、避難場所や避難経路、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発に努めます。 ●地域と協働して避難行動要支援者名簿の普及、啓発を図ります。 ●警察や消防、消防団、自主防災組織と連携し、防災情報の共有を図り、防災に関する自主活動の活性化を推進します。 ●災害発生時などの緊急時に必要となる様々な対応を想定して、防災訓練を行います。 ●初動期の災害応急対策に大きな力を発揮する自主防災組織を育成し、地域ぐるみの防災体制の強化を図るとともに、自主防災組織の活動を強化するため、資機材の整備に努めます。 ●新型コロナウイルス感染症などを踏まえた地域の支え合いや各種福祉サービス事業所や学校などにおける感染防止対策、感染症発生時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制の整備を進めます。 		

(5) からだと心の健康づくり

現状と課題

健康は全ての方にとっての願いであり、地域福祉を推進するにあたっては、住民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切です。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現在では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが課題となっており、認知症や寝たきり等の要介護状態になる人の増加は深刻な社会問題となっています。

また、こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、「生活の質」に大きく影響するものです。

ストレスの多い現代社会において、こころの健康を保つためには、適度な運動と休養、バランスのとれた食生活、ストレスとの上手なつきあい方が重要です。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、当町においても、自殺対策計画に基づき、関係 機関と連携して自殺対策を強化しています。

自殺の背景には、健康問題や経済不安、人間関係など複数の要因によるうつ状態があると 指摘されています。このため、年代や性別を問わず、こころの健康づくりに取り組むことが 必要です。

区分	取組内容		
自助	 ●住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善などの健康づくりを実践し、定期的な健康診査を受け自らの健康状態を把握しましょう。 ●隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行いましょう。 ●地域で行われる、健康教室や介護予防教室などに積極的に参加しましょう。 ●自分や家族、近所の人のうつやこころの健康に関心を持ちましょう。 		
互 助	●ふだんから健康や医療に関する情報交換を積極的に行いましょう。●まわりの人を誘って運動・スポーツや健康づくり活動などに参加しましょう。●地域において介護予防のための体操教室などを積極的に行いましょう。		
公 助•共 助	 ●年代に応じた各種健診・検診を実施するとともに、受診率向上に向けた受診促進を行います。 ●住民の健康状況や健康課題を踏まえて、健康づくり事業の充実を図ります。また、広報などを活用した情報提供の充実に努めます。 ●介護予防に関する講演会や研修会などを開催し、基本的な知識の普及と住民の意識の啓発に取組ます。 ●こころの健康づくりに関する知識の普及と相談機関の啓発を行います。また、ゲートキーパー養成講座を実施するなど、地域の見守りを推進します。 		

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のふれあいを大切にしたまちづくりや、きめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかし、今日の複雑化した社会環境の中で、地域では様々な生活課題や困難な問題を抱える方も増えており、行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。そのため、住民、地域(町内会等)、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた取組を進めます。

(1) 住民の理解と参画の促進

地域福祉に対する住民の理解を広く求めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。地域においては、住民をはじめ、関係団体・機関との連携強化を図り、配慮が必要なひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て家庭などを支えるネットワークづくりに取組みます。

(2) 庁内関係各課との連携

地域福祉について全庁的な取組を図るとともに、事業・施策等を円滑に推進するため、健康 福祉課内をはじめ庁内関係各課との連携を強化します。

(3) 関係機関との連携

成年後見制度や生活困窮者自立支援制度など、専門的かつ広域的な対応を要する支援については、国や県等の関係機関との連携を図るとともに、町に対する助言・指導などに留意しながら適切な対応を図ります。

2 計画の進行管理

地域福祉に関わる施策分野は、保健・医療・福祉のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、健康福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、自治会、民 生委員・児童委員、福祉事業者、こども園、学校、子ども会、老人クラブ、その他各種団体と も連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で(Check)、その後の取組を見直し、改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

本計画の最終年度である、令和9年度に計画策定推進委員会を設置し、計画内容の実施状況 や成果の検証を行います。検証結果は第2期計画に反映するとともに、策定時点の社会的問題 や地域の実情を踏まえ適切な内容に更新する必要があることから、計画策定委員会において本 計画の検証と次期計画の策定一体的に行います。

また、計画期間中は、健康福祉課が中心となり、庁内関係各課をはじめ社会福祉協議会や各種団体・関係機関などと連携して、施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図り、社会情勢などの変化など必要に応じて、中間見直しを行なうことも検討します。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ

P[Plan] A[Action] (見直し、改善) (計画の策定) 地域の実情や社会情勢、住民アンケート 計画の実施状況、社会情勢、住民、策定 結果などをもとに計画の策定 委員会の意見を参考に見直し・改善 C[Check] (計画の実行) (評価の実施) 計画の基本理念・基本目標に沿った取組 計画内容が実態に沿っているか、 の実施 実施状況などを確認・評価

資料編

1 広野町地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、協働により地域福祉 の総合的な推進を図る広野町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、 広野町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の策定又は変更に関すること。
 - (2) 計画に係る調査等に関すること。
 - (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員13人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 地域活動団体等関係者
 - (2) 保健福祉 医療関係者
 - (3) 老人福祉・障がい福祉関係者
 - (4) その他町長が指名する者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は見直し計画の策定が終了したとき までとする。
- 2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。但し、最初に招集される委員会は、町長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

2 広野町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属・役職名	備考
1	根本制一	広野町民生委員児童委員協議会会長	委員長
2	中島 みどり	広野町民生委員児童委員協議会副会長	
3	阿部 千鶴子	広野町国民健康保険事業の運営に関する協議会会長	副委員長
4	大和田高男	広野町老人クラブ連合会会長	
5	木幡を接子	広野町婦人会会長	
6	根本衛	広野町社会福祉協議会副会長	
7	松本 登志枝	広野町社会福祉協議会副会長	
8	古内 伸一	広野町社会福祉協議会事務局長	
9	佐川・康則	広野町デイサービスセンター広桜荘所長	
10	矢内 貴之	広野町地域包括支援センター管理者	
11	植田博直	特別養護老人ホーム花ぶさ苑施設長	
12	新妻 哲二	社会福祉法人友愛会理事兼事務局長	
13	佐久間 啓子	広野町健康福祉課課長補佐(保健師)	

広野町地域福祉計画

令和5年3月

発行・編集 広野町 健康福祉課

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35

TEL: 0240-27-2113 FAX: 0240-27-1355